

平成 29 年 1 2 月 8 日

会員事業者 各位

(公社) 秋田県トラック協会

標準貨物自動車運送約款の改正に係る届出・認可申請等について

「標準貨物自動車運送約款」が改正され平成 29 年 1 1 月 4 日より施行されております。
つきましては、改正概要の説明と各社の「約款変更に伴う手続きについての説明会」を 10 月に開催し新約款の無料配布も実施致しておりますが、東北運輸局秋田運輸支局より半数以上の事業者が未届出となっていることから、早急に提出するように指導がありましたので該当事業者は秋田県トラック協会のホームページ等および下記を参照の上、届出又は申請をお願いします。
(既に届出済みの事業者へも送信しておりますのでご了承ください。)

記

1. 届出が必要な対象事業者

新標準貨物自動車運送約款を使用する全事業者 運賃料金設定 (変更) 届出書

2. 認可申請が必要な対象事業者

旧標準貨物自動車運送約款を使用する全事業者 一般貨物自動車運送事業の運送約款変更認可申請書

3. 届出書・認可申請書の部数 各 3 部 (東北運輸局長用・秋田運輸支局長用・事業者用)

4. 提出先 主たる事務所を管轄する運輸局 (窓口は各支局) 又は 秋田県トラック協会
(県内外に複数事業所がある場合は本社で一括申請)

A. 秋田運輸支局 持参 又は 郵送 (返信封筒 要切手)

B. 秋田県トラック協会 持参 又は郵送

5. 届出・申請に関する資料

「各届出・申請書の雛形」及び「Q&A」「説明会資料」は秋田県トラック協会ホームページに掲載してあります。(この PDF ファイルを閉じて、下にある「各届出・申請書の雛形等」をクリック)

※ 届出、申請が未提出の場合処罰の対象となりますのでご注意ください。(Q&A 15)

以上